6　第四項の旅客運賃等は、当該旅客運賃等が適用される路線の区間に係る鉄道事業の能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものとしなければならない。

7　第四項の旅客運賃等を届け出た鉄道運送事業者は、国土交通省令で定めるところにより、当該旅客運賃等が適用される路線の区間に関する収支の状況を公表しなければならない。

第二十三条第一項第一号中「第四項」を「第八項」に改める。

第三十八条中「及び第四項」を「及び第八項」に改める。

第六十四条の二第二号中「第十六条第五項」を「第十六条第九項」に改める。

第七十条第三号中「第四項」を「第八項」に、「届け出た」を「これらの規定若しくは第十六条第四項の規定により届け出た」に改め、同条第四号中「第十六条第五項」を「第十六条第九項」に改める。

（道路運送法の一部改正）

第四条　道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項及び第三項中「同様」を「、同様」に改め、同条第四項を次のように改める。

4　一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一　当該路線等をその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県

二　当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

三　当該路線等を管轄する地方運輸局長

四　第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

第九条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「定めようとする」を「定める」に、「同様」を「、同様」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

第九条の二第一項中「同様」を「、同様」に改め、同条第二項中「前条第六項」を「前条第七項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に改める。

第九条の三第一項中「旅客の運賃」を「運賃等（旅客の運賃」に改め、「除く」の下に「。）をいう。以下この条、第八十八条の二第三号及び第八十九条第一項第二号において同じ」を加え、「同様」を「、同様」に改め、同条第二項第四号中「運賃及び料金」を「運賃等」に改め、同条第四項中「第九条第七項」を「第九条第七項」に、「前項」を「第三項の運賃等及び前項」に、「同条第六項中」を「同条第七項中「第三項又は第四項」とあるのは「第九条の三第三項」と、」に、「あるのは、」を「あるのは」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「定めようとする」を「定める」に、「同様」を「、同様」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある営業区域に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

一　当該営業区域をその区域に含む市町村又は都道府県

二　当該運賃等を定めようとする一般乗用旅客自動車運送事業者

三　当該営業区域を管轄する地方運輸局長

四　第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者

4　前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

第七十八条第二号中「（特別区を含む。）」を削る。

第八十八条の二第二号中「第九条第六項」を「第九条第七項」に、「第九条の三第四項」を「第九条の三第六項」に改め、同条第三号中「運賃及び料金」を「運賃等」に改める。

第八十九条第一項第二号中「運賃及び料金」を「運賃等」に改める。

第九十八条第一号中「第五項」を「第六項」に、「第九条の三第三項」を「第九条の三第五項」に改め、「第九条第四項」の下に「若しくは第九条の三第三項」を加え、同条第二号中「第九条第七項」に、「第九条の三第四項」を「第九条の三第六項」に改め、同条第三号を次のように改める。

三　第九条の三第一項の規定による認可を受けないで、若しくは認可を受けた運賃若しくは料金によらないで、運賃若しくは料金を収受し（同条第三項の規定による届出をした場合を除く。）、又は第六十一条第一項の規定による認可を受けないで、若しくは認可を受けた使用料金によらないで、使用料金を収受したとき。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　附則第五条の規定　公布の日

二　第一条及び附則第七条の規定　公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条　この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下この条において「旧地域公共交通活性化再生法」という。）第二十四条第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。）を受けている旧地域公共交通活性化再生法第二十三条第一項に規定する鉄道事業再構築実施計画に関する認定の効力、当該鉄道事業再構築実施計画の変更の認定及びこれらの認定の取消し、当該鉄道事業再構築実施計画に定められた旧地域公共交通活性化再生法第二条第九号に規定する鉄道事業再構築事業に係る鉄道事業法の特例、当該鉄道事業再構築事業の実施に係る要請、勧告及び命令、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による当該鉄道事業再構築事業の実施に必要な資金の出資並びに当該鉄道事業再構築事業の実施状況についての報告の徴収については、なお従前の例による。

2　この法律の施行の際現に旧地域公共交通活性化再生法第二十七条の三第二項の認定（同条第五項の変更の認定を含む。）を受けている旧地域公共交通活性化再生法第二十七条の二第一項に規定する地域旅客運送サービス継続実施計画（旧地域公共交通活性化再生法第二条第十一号に規定する地域旅客運送サービス継続事業のうち、第二条の規定による改正後の地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二条第十一号に規定する地域旅客運送サービス継続事業に該当しないものが定められているものに限る。）に関する認定の効力、当該地域旅客運送サービス継続実施計画の変更の認定及びこれらの認定の取消し、当該地域旅客運送サービス継続実施計画に定められた旧地域公共交通活性化再生法第二条第十一号に規定する地域旅客運送サービス継続事業に係る道路運送法の特例、当該地域旅客運送サービス継続事業の実施に係る要請、勧告及び命令並びに当該地域旅客運送サービス継続事業の実施状況についての報告の徴収については、なお従前の例による。